

交通局会計年度任用職員のうち特別の勤務に従事する会計
年度任用職員に関する要綱

令和 2 年 4 月 1 日
3 1 川交庶第 1 2 0 2 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、川崎市交通局会計年度任用職員の取扱いに関する基本要綱（3 1 川交庶第 1 1 9 7 号）第 2 2 条の規定に基づき、同要綱その他別に定めるもののほか、交通局が所管する特別の勤務に従事する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の職務、勤務条件等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務内容、勤務時間等)

第 2 条 会計年度任用職員の業務内容、勤務場所、勤務時間、週休日、休日等は、川崎市交通局会計年度任用職員のうち特別の勤務に従事する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和 2 年交通局規程第 2 1 号）及び別表第 1 に定めるとおりとする。

(給料の額)

第 3 条 会計年度任用職員の給料の額は、別表第 2 に定める相当する表級号の範囲内において、本市職員としての経験月数（採用の日前 3 年間の範囲内に限る。）を考慮して決定した準用する表級号に定める額に、当該職員の 1 週間当たりの勤務時間を 3 8 . 7 5 時間で除して得た割合を乗じて得た額とする。

(半日単位の年次休暇)

第 4 条 半日を単位として年次休暇を受けることができる会計年度任用職員は、次に掲げる会計年度任用職員以外の職員とする。

(1) 自動車運転業務短時間会計年度任用職員

(2) 運輸事務運行管理業務会計年度任用職員（塩浜営業所）

(3) 運輸事務運行管理業務会計年度任用職員（鷺ヶ峰営業所）

(4) 自動車誘導業務短時間会計年度任用職員

2 半日単位の年次休暇は、原則として正午で区分し、2回をもって1日の年次休暇とする。

（被服）

第5条 会計年度任用職員には、その職務の遂行に必要な被服を別表第3の定めるところにより貸与する。

2 会計年度任用職員は、退職又は免職時には、貸与された被服等を返還しなければならない。この場合において、貸与品の返還については、川崎市交通局被服規程（昭和43年交通局規程第19号）の規定を適用する。

（委任）

第6条 川崎市交通局会計年度任用職員の取扱いに関する基本要綱及びこの要綱に定めるもののほか、会計年度任用職員に関し必要な事項は、交通局長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

職名	業務内容	所管課	勤務場所	1週間の勤務時間	勤務時間 (休憩時間)	勤務日	週休日
自動車整備業務会計年度任用職員（塩浜営業所）	(1)自動車整備業務に関すること (2)その他必要な業務	自動車部塩浜営業所	自動車部塩浜営業所	31時間 00分	変則勤務（4勤3休） 5:15～17:45の間のうち7時間45分 (休憩 勤務時間の途中において1時間)	1週間のうち4日	勤務を割り振られた日以外の日とし、年間156日を超えない範囲とする。
自動車運転業務会計年度任用職員（塩浜営業所）	一般路線、特殊路線及び特定路線の自動車運転業務	自動車部塩浜営業所	自動車部塩浜営業所	31時間 00分	変則勤務（変形労働） 1月を平均して週31時間	勤務を割り振られた日	勤務を割り振られた日以外の日とし、年間156日を超えない範囲とする。
自動車運転業務短時間会計年度任用職員（塩浜営業所）	一般路線、特殊路線及び特定路線の自動車運転業務	自動車部塩浜営業所	自動車部塩浜営業所	20時間 00分	変則勤務（変形労働） 1月を平均して週20時間	勤務を割り振られた日	勤務を割り振られた日以外の日とし、年間104日を超えない範囲とする。
自動車整備業務会計年度任用職員（鷲ヶ峰営業所）	(1)自動車整備業務に関すること (2)その他必要な業務	自動車部鷲ヶ峰営業所	自動車部鷲ヶ峰営業所	31時間 00分	変則勤務（4勤3休） 5:15～17:45の間のうち7時間45分 (休憩 勤務時間の途中において1時間)	1週間のうち4日	勤務を割り振られた日以外の日とし、年間156日を超えない範囲とする。
自動車運転業務会計年度任用職員（鷲ヶ峰営業所）	一般路線、特殊路線及び特定路線の自動車運転業務	自動車部鷲ヶ峰営業所	自動車部鷲ヶ峰営業所	31時間 00分	変則勤務（変形労働） 1月を平均して週31時間	勤務を割り振られた日	勤務を割り振られた日以外の日とし、年間156日を超えない範囲とする。
自動車運転業務短時間会計年度任用職員（鷲ヶ峰営業所）	一般路線、特殊路線及び特定路線の自動車運転業務	自動車部鷲ヶ峰営業所	自動車部鷲ヶ峰営業所	20時間 00分	変則勤務（変形労働） 1月を平均して週20時間	勤務を割り振られた日	勤務を割り振られた日以外の日とし、年間104日を超えない範囲とする。
運輸事務運行管理	(1)点呼等の運輸事務業務に	自動車部塩浜	自動車部塩浜	17時間 30分	5:00～8:30 (休憩 なし)	月曜日から金曜日	土曜日及び日曜日

業務会計 年度任用 職員（塩浜 営業所）	関すること (2)その他必要 な業務	営業所	営業所			までの週 5日	
運輸事務 運行管理 業務会計 年度任用 職員（鷺ヶ 峰営業所）	(1)点呼等の運 輸事務業務に 関すること (2)その他必要 な業務	自動車 部鷺ヶ 峰営業 所	自動車 部鷺ヶ 峰営業 所	17時間 30分	6:00～9:30 (休憩なし)	月曜日か ら金曜日 までの週 5日	土曜日及び日曜 日
自動車誘 導業務会 計年度任 用職員（塩 浜営業所）	(1)整車表の作 成業務に關す ること (2)構内誘導業 務、車両整理業 務（大型バスの 運転を含む）に 關すること (3)その他必要 な業務	自動車 部塩浜 営業所	自動車 部塩浜 営業所	30時間 00分	変則勤務（5勤2休） 6:00～22:00の間の うち6時間 (休憩勤務時間の 途中において1時間)	1週間の うち5日	1週間のうち2 日
自動車誘 導業務短 時間会計 年度任用 職員	(1)川崎駅東口 における車両 誘導業務、車両 整理業務に關 すること (2)構内誘導業 務、車両整理業 務（大型バスの 運転を含む）に 關すること (3)その他必要 な業務	自動車 部塩浜 営業所	自動車 部塩浜 営業所	20時間 00分	変則勤務（5勤2休） 5:20～9:20 (休憩なし)	1週間の うち5日	1週間のうち2 日
自動車誘 導業務会 計年度任 用職員（鷺 ヶ峰営業 所）	(1)整車表の作 成業務に關す ること (2)構内誘導業 務、車両整理業 務（大型バスの 運転を含む）に 關すること (3)その他必要 な業務	自動車 部鷺ヶ 峰営業 所	自動車 部鷺ヶ 峰営業 所	30時間 00分	変則勤務（5勤2休） 6:00～22:00の間の うち6時間 (休憩勤務時間の 途中において1時間)	1週間の うち5日	1週間のうち2 日

備考 勤務日が休日に該当した場合に特に勤務することを命ずる職については、別表の付表に定めるところによる。

別表第1の付表

休日に特に勤務することを命ずる職

職名	特に勤務することを命ずる休日
自動車整備業務会計年度任用職員（塩浜営業所）	勤務日が休日に該当した場合の当該休日（1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日を含む。）
自動車運転業務会計年度任用職員（塩浜営業所）	勤務日が休日に該当した場合の当該休日（1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日を含む。）
自動車運転業務短時間会計年度任用職員（塩浜営業所）	勤務日が休日に該当した場合の当該休日（1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日を含む。）
自動車整備業務会計年度任用職員（鷺ヶ峰営業所）	勤務日が休日に該当した場合の当該休日（1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日を含む。）
自動車運転業務会計年度任用職員（鷺ヶ峰営業所）	勤務日が休日に該当した場合の当該休日（1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日を含む。）
自動車運転業務短時間会計年度任用職員（鷺ヶ峰営業所）	勤務日が休日に該当した場合の当該休日（1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日を含む。）
自動車誘導業務会計年度任用職員（塩浜営業所）	勤務日が休日に該当した場合の当該休日（1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日を含む。）
自動車誘導業務短時間会計年度任用職員	勤務日が休日に該当した場合の当該休日（1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日を含む。）
自動車誘導業務会計年度任用職員（鷺ヶ峰営業所）	勤務日が休日に該当した場合の当該休日（1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日を含む。）

別表第2（第3条関係）

会計年度任用職員（月額）の相当する表級号の範囲

職名	ランク	相当する表級号の範囲
自動車整備業務会計年度任用職員（塩浜営業所）	非該当	交通企業職給料表（2）2級34号給～39号給
自動車運転業務会計年度任用職員（塩浜営業所）	非該当	交通企業職給料表（3）2級46号給～51号給
自動車運転業務短時間会計年度任用職員（塩浜営業所）	非該当	交通企業職給料表（3）2級46号給～51号給
自動車整備業務会計年度任用職員（鷺ヶ峰営業所）	非該当	交通企業職給料表（2）2級34号給～39号給
自動車運転業務会計年度任用職員（鷺ヶ峰営業所）	非該当	交通企業職給料表（3）2級46号給～51号給
自動車運転業務短時間会計年度任用職員（鷺ヶ峰営業所）	非該当	交通企業職給料表（3）2級46号給～51号給
運輸事務運行管理業務会計年	E	交通企業職給料表（1）1級24号給～29号給

度任用職員（塩浜営業所）		
運輸事務運行管理業務会計年度任用職員（鷺ヶ峰営業所）	E	交通企業職給料表（1）1級24号給～29号給
自動車誘導業務会計年度任用職員（塩浜営業所）	E	交通企業職給料表（3）1級29号給～34号給
自動車誘導業務短時間会計年度任用職員	E	交通企業職給料表（3）1級29号給～34号給
自動車誘導業務会計年度任用職員（鷺ヶ峰営業所）	E	交通企業職給料表（3）1級29号給～34号給

別表第3（第5条関係）

被服貸与基準表

男性自動車運転業務会計年度任用職員・

自動車運転業務短時間会計年度任用職員

貸与品		制服上着	制服ズボン	ベスト	ワイシャツ	半袖ワイシャツ	夏ズボン	帽子	帽章	ネクタイ	防寒衣
着用期間		4/1 ～ 5/31 及び 10/1 ～ 3/31	4/1 ～ 5/31 及び 10/1 ～ 3/31	通年	4/1 ～ 5/31 及び 10/1 ～ 3/31	6/1 ～ 9/30	6/1 ～ 9/30	通年	通年	通年	11/1 ～ 3/31
貸与数量	採用年度	1	2	1	2	2	1	1	1	1	1
	再度の任用年度				1	1	1				

女性自動車運転業務会計年度任用職員・

自動車運転業務短時間会計年度任用職員

貸与品		制服上着	制服ズボン	ベスト	ブラウス	半袖ブラウス	夏ズボン	帽子	帽章	ネクタイ	防寒衣
着用期間		4/1 ～ 5/31 及び 10/1 ～ 3/31	4/1 ～ 5/31 及び 10/1 ～ 3/31	通年	4/1 ～ 5/31 及び 10/1 ～ 3/31	6/1 ～ 9/30	6/1 ～ 9/30	通年	通年	通年	11/1 ～ 3/31
貸与数量	採用年度	1	2	1	2	2	1	1	1	1	1
	再度の 任用年度				1	1	1				

藤子・F・不二雄ミュージアム線男性自動車運転業務会計年度任用

職員・自動車運転業務短時間会計年度任用職員

貸与品		制服上着	制服ズボン	夏ズボン	帽子	帽章	ネクタイ
着用期間		4/1 ～ 5/31 及び 10/1 ～ 3/31	4/1 ～ 5/31 及び 10/1 ～ 3/31	6/1 ～ 9/30	通年	通年	通年
貸与数量	採用年度	1	2	1	1	1	1
	再度の 任用年度			1			

藤子・F・不二雄ミュージアム線女性自動車運転業務会計年度任用
職員・自動車運転業務短時間会計年度任用職員

貸与品		制服 上着	制服 ズボン	ベ ス ト	夏 ズ ボ ン	帽 子	帽 章	ネ ク タイ
着用期間		4/1 ～ 5/31 及び 10/1 ～ 3/31	4/1 ～ 5/31 及び 10/1 ～ 3/31	通 年	6/1 ～ 9/30	通 年	通 年	通 年
貸与数量	採用年度	1	2	1	1	1	1	1
	再度の 任用年度				1			

備考

- 1 被服の貸与方法は、正規職員に準ずる。
- 2 毎年1月から3月までの間に採用された者については、その採用日から翌年3月31日までの間を採用年度とみなす。
- 3 藤子・F・不二雄ミュージアム線に常に乗務する者については、藤子・F・不二雄ミュージアム線乗務員用の被服も併せて貸与する。
- 4 別表第3以外の業務に従事する会計年度任用職員の被服の貸与については、川崎市交通局被服規程(昭和43年交通局規程第19号)の規定を準用する。